

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成24年4月20日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成24年4月20日(金) 午前9時59分～午前11時40分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席委員 部会長 竹井道男 副部長 服部孝規
森美和子 岡本公秀 前田稔
櫻井清蔵
会長 小坂直親 副会長 片岡武男
- 4 欠席委員 坊野洋昭
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 山川美香
高野利人 新山さおり
- 6 案件 1 第3回検討部会提出の懸案項目について
2 Aランクの検討課題について
(1) 取り組みの経緯について
(2) これからの検討課題について
①重要な政策の定義について
②各種計画、答申、意見書等への議会の関与について
③各種審議会等への議員の派遣について
3 その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時59分 開 会

○部会長（竹井道男君） おはようございます。

きょうは、午後から全員協議会、そして鈴鹿とのスポーツ交流ということで、半日、午後からはつぶれますけれども、ちょうど午前中、お諮りしましたところ、各委員の方、オーケーということでございましたので、大変忙しい一日となりますが、第5回の議会改革推進会議検討部会を開催させていただきます。

坊野委員は、所用があるということで欠席の通知がございましたので、きょうは欠席ということでご報告だけさせていただきます。

それでは、事項書に基づきまして会議を進めさせていただきます。

まず1番目の項で、第3回の検討部会提出の懸案項目ということについて報告いたします。これは、昨年11月に、今後どうということが緊急でやらなければならないんだということを私のほうから検討項目ということで提出をさせていただきました。大きく3つ提供いたしましたので、この経過について、結論が出たもの、また結論が出ていないものがございますので、改めてもう一度、経過報告について事務局より報告をいたさせます。

浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） それでは、今お持ちでないかわかりませんが、第3回の検討部会で懸案項目を配付してございます。

まず1点目に、後期基本計画の審議についてということで、議会基本条例では、基本計画も議決事件と定めておりますことから、議会の意見集約をどのようにするのかということで協議をいただいたところでございます。まず、各常任委員会におきまして、後期基本計画の企画担当から説明を聞いていただき、1月の常任委員会協議会を開催して、各常任委員会ごとに後期基本計画案に対しての会派とか所属委員の意見、また総務委員会におきましては、基本構想の変更案につきましても意見を取りまとめていただきまして、ことしの1月16日、全員協議会で3つの常任委員会の意見集約をしたものを配付させていただきました。全議員に確認をいただいた後に執行部へ提出をいたしております。

その後の第4回検討部会で、本年の1月20日に開催をしておりますけれども、後期基本計画の議案についての審査方法について協議をいただいております。このときには、議運の宮崎委員長にも出席をいただきました。その場所で、事務局から案といたしまして、予算決算委員会の常任委員会化ということで設置についての背景、予算決算委員会審査のフロー、また内規について説明を行いました。詳細な協議につきましては、審査日程等も含めまして議会運営委員会で行っていただくということで、設置の背景等の説明のみで終わってございます。

続きまして、1月30日の議会運営委員会におきまして、同じように予算決算委員会の設置を提案させていただきました。全会一致で設置につきましては決めていただきました。

それから、予算決算委員会での審査日程につきましては、この後期基本計画につきましては、議案質疑の1日目、それから集中的に予算決算委員会に付託をして、委員会の初日に審査を行ったところでございます。これが1点目でございます。

2点目に、各常任委員会の政策提言についてということで、平成23年度、3常任委員会におきましては、初めての取り組みといたしまして、所管事務の調査を行っていただきました。それぞれ研究テーマを設定いただきまして、市民団体との意見交換会を開催するなど、委員会を重ね、23年9月

定例会閉会日に3常任委員会委員長から調査結果の報告をされたところでございまして、その後、議長から市長に3常任委員会の調査報告による提言について手渡しを行ったところでございます。

また、この提言につきまして、文書で回答を求めるといような内容でございましたんですけども、この件につきましては、全国市議会議長会へ問い合わせを行いまして、この提言につきましての法的な根拠はないとか、また回答をもらうといような根拠もないといことで、平成24年度の各常任委員会の所管事務の調査につきまして、改めて本年1月16日に正・副委員長会議を開催していただきまして、このよな説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○部会長（竹井道男君） 今、事務局からは、大きく3つあるうちの1点目の後期基本計画の意見集約審査方法についてと、常任委員会での政策提言について、これまでの経緯と結果について報告をいたさせました。

それから3点目に、条例改正の必要性といことで、これも私のほうから、議員定数条例を今つくっていないといことで、議員定数条例についても設置をしたいといふな提案をしたんですが、その後、事務局のほうのいような調査や、私も若干知識不足といこともございまして、今の告示となっているものが条例と同じものなんだといことの見解がございまして、議員定数条例をつくるといことは、現の定数をいじらなければ定数条例ができないといふな結論になりましたので、その後、11月22日に提案をさせていただいて、1月20日の第4回の部会で定数削減については、この検討部会での全会一致が見出せませんでしたので、検討部会なり、推進会議の中では議論をしないといことを確認させていただきました。この点については、議会改革推進会議の中では議論は起きないといことで確認をさせていただきました。

それから、議会自身の運営といことで、少しいようなものを補完できないだろうか。基本条例に対して、もう少し細かくうたえないかといことで、代表者会議とか全員協議会とか、いようなものが、今、会議規則上で、常任委員会協議会もそうですけれども、正式な会議として位置づけがされておりますので、もう少しいようなものも基本条例に入れて、基本条例が最高規範性と一番上にある条例ですので、そこから内規や規則を引っ張ってくるよな流れのほうがいんじゃないかといことで提案させていただきました。これは流山市議会の基本条例がいような形になっているといことで、これも議論をしたいといことを懸案としてお話しさせていただいたんですが、今、議長のほうで、議会の申し合わせ事項の見直しをスタートさせていただいておりますので、そのことと十分関連するだろうといことで、議長のほうとも打ち合わせをさせていただいて、現在行われております議会運営の申し合わせや会議運営の進め、その見直しとあわせて、いようなものが必要性があるのかどうかを、まず議長のほうで検討していただき、その後、ここの会議に持ち込むのか、議会運営委員会のほうへ持ち込むのか、議長のほうの判断をいただき動くといことで、事務作業的なこととなりますので、方向性が出るまでは議長のほうにお願いをいたしました。ある程度方向性が出たら、ここで審査をするのか、議運で審査をするのか決めていただき、ここでやれといことでありましたら、改めて会議規則とか、いような議会運営上の見直しについてはやらせていただきたいといことで、議長へ今お願いをしたといことで確認をしていただければありがたいといふに思います。

以上、11月に提出いたしました懸案項目についての結果と方向性について報告をさせていただきました。

この件につきまして、ご確認等ございましたら、ご意見をちょうだいいたしたいと思ひます。

このやり方で進めさせていただきますので、よろしいですかね。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） ありがとうございます。

じゃあ、3点目につきましては、議長のほうから報告があり次第、皆様のほうにもご報告をさせていただこうというふうに思います。

次に、大きな2つ目のAランクの検討課題についてということで、これも第3回議会基本条例上で取り組みを進めなければならないA・B・Cのランクに分けて、特に重要な項目はAということで、その取り組みを進めております。

この24年度についても取り組みがまだ進んでいないものをピックアップして取り組みを進めたいというふうに考えておまして、まずこれまでAランクのものがどれだけ取り組みが進んだのかについて、事務局からお手元の資料の説明をいたさせます。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） それでは、お手元の資料の亀山市議会基本条例に伴います検討課題（ランク別）資料1というのをごらんいただきたいと思います。

これは、昨年10月28日、第2回の検討部会の際に提出をしております。そのときから現時点までの取り組みの状況をご報告いたします。

黒字が検討課題となっております、青字が実施済み、また対応済みとなっております。

1ページから3ページにつきましては、第4条の特出しとなっておりますので、4ページのほうへお願いいたします。

4ページのAランクといたしまして、まず第4条で、機能が十分に発揮できる委員会のあり方とはということで、予算決算常任委員会の設置の検討となっております。これにつきましては、平成24年2月27日に設置をしております。同時に委員会条例の一部改正、それから予算決算委員会内規の設置をしております。

それから、その下へ行っていただきまして、第7条で、検討課題、真ん中でございますけれども、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、コンサル、大学等との連携・委託、議会改革と常任委員会の政策づくりのための専門的知見の活用ということで、予算化について今後の検討課題としております。これにつきましては、平成24年度から調査研究支援業務委託料を予算化しております。これは25万円でございます。

それから、5ページへ行っていただきまして⑤でございます。市民に対する説明責任はどのように果たしていくのかということで、「こんにちは！ 市議会です」の放送内容について検討する場の検討、それから議会だよりとともに内容を検討する場、（仮称）広聴広報委員会の設置としております。これにつきましては、広聴広報委員会の設置を23年12月21日に設置をしております。

それから次に6ページに行ってくださいまして、第17条で定数条例の制定としております。これは、先ほども部会長のほうから説明がありましたけれども、定数条例につきましては、検討部会ではもう議論をしないということを決定いたしております。これは、24年1月20日の第4回の検討部会で決定をしました。なお、今の定数につきましては、告示で制定されておりますので、次回に何らかの形でその条例が制定されたときに、改めてこの第17条の条文を改正することになります。

以上がこれまでの経過内容でございます。

○部会長（竹井道男君） 今、事務局より、11月以降、3月末日までで取り組んだものについての説明をいただき、これはすべて議運でも議論をされている内容でございますので、既にご承知おきだと思います。残りの説明のなかったものが大きく4つほどありまして、1つが4ページ目の議会報告会の開催の検討です。

それから、5ページ目の10条の重要な政策とはどのようなものか、明確にしておくという問題。この中に計画の議論とか、それが1つです。

それから、13条に議会からの審議会委員への派遣の扱いと。これは6ページになります。ですから、5ページ目の10条の部分と6ページの13条、ここが今後議論が必要ということで、今回、事項書の2、Aランクの検討課題についての（2）これからの検討課題についてということで、4つほどのうち3つをピックアップいたしました。これは正・副部会長と事務局で議論を行いまして、どの取り組みをまず進めるのかということで、3つほどピックアップをいたしました。

1つは、これは条例制定時から理事者のほうから問われておりまして、重要な政策の定義をもう少し明確にしてほしいということがありますので、この議論。

それから、その後ろにもありますいろんな計画を今つくっておりますので、この辺の計画と議会の関与というものをどうするのかということです。

それから最後に、これも代表者会議等でもご議論いただいておりますが、議会から審議会への委員派遣をどうするのかと、この3つを今回、24年度の取り組みとしてピックアップをさせていただきました。

まず、事項書に従いまして、それぞれ説明をいたさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。1項目ずつやらせていただきます。

まず、（2）これからの検討課題について、①重要な政策の定義について、資料がございますので、事務局より説明をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） お手元に①重要な政策の定義についてということで、議会基本条例第10条第1項では、市長が提案する重要な政策について説明を求めることが規定されております。重要な政策の定義を明確にする必要がございます。

それで、10条の条文からいきますと、議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

（1）政策等を必要とする背景、（2）提案に至るまでの経緯、（3）他の自治体の類似する政策との比較及び検討、（4）市民参画の実施の有無とその内容、（5）亀山市総合計画との整合性、（6）財源措置、（7）将来にわたるコスト計算という7つの項目を掲げてございます。

それで、重要な政策ということで、それぞれカラー刷りの資料ナンバー2をお手元に渡してございますけれども、これは総合計画審議会の資料をコピーしたものでございまして、施策と事業をすみ分けるということになっておるんですけれども、ピラミッドが2つ並んでおりまして、グリーンのほう前期の当初の基本構想、前期基本計画、実施計画としておりまして、右側が後期の基本計画になってございます。

前期の中で、基本計画の中に施策と事業が混在をしておったということですすみ分けを、今回後期にはしたという説明書きでございまして、総合計画の3層体系、いわゆる基本構想の部分を政策、それ

から基本計画のところを施策、実施計画を事業ということで明確に今回はしたという説明書きでございまして、前期の基本計画には439の施策内容が掲げており、その一部には、事業レベルの内容も見受けられ、事業レベルの内容は基本計画には盛り込まず、主要なものを実施計画で管理していくという考え方になっております。特に、施策イコール政策、基本構想実現に向けた取り組み方針や方向性など、事業とは施策を推進するために行う具体的な取り組みということで、例えば何々の施設の整備を進めます、何々の調査・研究を行います、何々を設置しますなど、具体的な取り組み内容、イコール何々事業に相当するものは事業として整理をしたということでございます。

それから、一番下には5カ年計画に事業レベルを位置づけるには、財源確保を含め、5年後までのすべての事業を整理することとなり、実質的には不可能ということで、今回、基本構想と後期基本計画の分については議決対象となったということでございます。

これらのことから、議会基本条例でいう重要な政策とはということで、1つの考え方としましては、予算措置を伴う事業を対象としたいという考え方、いわゆる基本計画の実施計画、それから当初実施計画にはなかったんですけども、多額の予算を伴う新規事業、それから既存事業で大幅な変更があった場合という3点を重要な政策としたいという1つの考え方を持ったところでございます。

○部会長（竹井道男君） 若干補足も兼ねて、事務局から、総合計画審議会の資料をもとに、実は議会基本条例には「重要な政策」という言葉がありまして、当初つくる段階で、こういう細かな議論をやらずに、他市のいろんな条文を見ながら、重要な政策というふうに記載しました。その後、理事者とのヒアリングの中で、重要な政策について少し定義が欲しいというふうな話があって、もう少し時間をくれということで、1年半ぐらいたっていますけれども、ようやく今ここでその議論に入ろうかという状況になりました。

その段階で、たまたま今回、事務局から説明がありましたように、基本構想、基本計画、実施計画、きちっとすみ分けをしました。これは、我々が基本計画を議決対象にしたことによって、今まで基本計画があいまいであったところが、施策と事業を混在しながら、あいまいであっても議決にならなかったということから、今回、きちりと事業と施策を分けて、議決になるものと予算になるものにと整理をしました。これが今回、ある意味、我々の条例効果にはなりましたが、そこで初めて、政策とは基本構想の部分を目指すもの、それから施策とは基本計画のところを指すと。事業というのは、実施計画でさまざまな予算、お金が伴うものが事業という整理がようやくすみ分けができてまいりました。ですから、そういう段階で基本条例を見ますと実はおかしくなってくるんですね。基本構想の政策を調べていただきました、事務局で。そうしたら、余りいい答えが返ってこなくて、基本構想だというんですけど、4ページ目にこういう表が入れてありますけど、これが総合計画の基本構想に出ています。こっち側がまちのイメージと書いてありまして、こっち側が基本施策の大綱と書いてある。施策の大綱ですから、これは施策なんですね、こっちはね。こっちのまちのイメージというのが、ある意味政策なんかなというぐらいにしか、今のところ理解がされてきていないと。政策ということがないんです、我々のもっている資料に。実は、何でそういうことを言うかということ、さっきの資料の2ページ目の、この資料は私たちがもらった資料です。ここには何も書いてないです、政策、施策、事業ということは。審議会に渡したのには書いてあるんです、こうやって。ですから、私たちが議論する段階の資料には、政策、施策、事業は一切書かずに、今回いただいたまちの予算には書いてあるんです。こんな薄っぺらい広報に入れてありました。あれはちゃんと政策、施策と書いてある。だから、

我々が議会に出した資料だけが政策、施策、事業と入っていないんです。

そういうことも含めて、理事者が言う政策とは何なかなという調査を事務局に依頼したところ、明確に答弁は返ってきていない。多分、基本構想とは言っていますけど、どこなんだというのが明確になっておりませんので、これかなあぐらいのところ、今、正・副部長と事務局との打ち合わせの中ではこのことを指しておるのかなあぐらいのところになっております。ただ、それが政策ということになりますと、10条で言う政策は7つの項目が要るとここに書いてありまして、これを見ると、5番目には総合計画の整合性と書いてあります。ということは、政策というのは、基本構想のことを政策と言ってしまうと、整合性なんてあり得ないわけですので。

それから、財源措置とコスト計算というのも出てくると。こうなると、お金のことを指すんで、それであれば、今の段階では基本構想と基本計画は議決案件になっておりますので、10年に1遍と5年に1遍しかないわけですね。構想は今回いじりましたので、ある意味10年、5年に1回と、前期・後期で1回ずつ、これは議決をしますので、こんなもんは要らないわけですね、はっきり言って。議決案件に入っていますので。

だから、ここで言う重要な政策をどうしようかということで議論をしながら、当面、実施計画のところら辺を重要な政策として位置づけようかと。これは当面です。また、もっとほかのいろんな議会の条例も今調べてもらっておりますので、四日市なんかもちよっと違う書き込みもしてあるので、少し調査をしていただいて、今の段階では重要な政策というのは、実施計画とか。それから、実施計画も時々変更になりますので、途中で。変更が入ってきます。ああいうときの議論って余りやってないんですよ。各定例会で配られるだけで、あの辺もある意味重要な政策になるのか。長寿命化なんかもそうかもしれませんね。ああいうものが出たときに、ただもっているだけです。もう少し各委員会とか、議論は予算決算委員会になると思いますけれども、分科会になります。そういう場面をつくる必要があるんじゃないかなということで、当面重要な政策についてはここに置きたいなという、今回素案として、たたき台として提案をさせていただきました。皆様方のほうも、またこれを持ち帰っていただいて、少しその辺の議論もお願いできないかなというふうに考えております。きょう結論をもらうということは一切考えておりませんので、ちよっと我々が調べた段階では、総合計画でいう政策、施策、事業というものがありますねということはわかりました。

ただ、「政策」という言葉は別にもあるんですよ。別に使っているんだと思います。子育て政策としてなんていう政策もある。これは単純に方針みたいなことで使うので、この辺も理事者のほうとの整合ができていないんですよ。だから、政策といたら基本構想かと思ったら、そうではないんですよ、多分。市長の施政方針を全部調べれば出るかもしれません。子育て政策の一環として、例えば医療費無料化を取り組んだと。その政策って、基本構想じゃないわけですね。ですから、そういう意味の政策という問題と、基本構想で言う政策の問題と二面性がありますので、その議論はちよっと別に置いておかないとわけがわからなくなりますので、お金がくつつくものをとりあえず重要な政策にできないでしょうかという、今回たたき台としての提案をさせていただきます。

最後に、これは特別委員会でも報告をさせていただきましたが、条例をつくるときに。最終ページにサンプルで民間活用のシートをつけさせていただきました。実は、これでほとんど7項目は網羅されているような状況なんですけど、ずうっと出てこないのは、(3)他の自治体との類似施策、これはどの資料にも書いてありません。ですから、多分7つのうちの6つはこれでほぼ網羅されているん

だと思っんですけれども、(3)だけがほとんど出てこないんです。ですから、質問によって、他市はどうなっているんだとか、亀山だけなのかとご議論していただきますが、この辺もまた皆さんの議論をいただいて、それも入れるようなことを求めるとか、それも可能だと思いますので、例えば13市の実施状況を入れてくれとか、そうすると亀山独自ののか、他市もやっているのかという、そこだけが今抜けておりますので、一度これもまた見ていただきまして、背景・経緯、それから市民参画の有無、総合計画も入っております。それから財源措置ですね、これは国・県・市全部書いてありますし、もう1点、(7)のコストというのも、実は理事者との打ち合わせの中で質問が来ておまして、コストとは何ですかという質問を受けております。多分その当時はわかんなかった。多分、私の今の個人的な見解でいくと、総事業費ですね、3年間分の。3年間で、これだと8,000万かかりますよという、これが事業コストだろうというふうに思います。この辺の議論も皆様、また議員の方とも少し詰める必要があるかなと。コストとは何なんだという、それから重要な政策は何か、それから他市との比較をどうするんだ、それから最終的にコストとは何なんだという議論をもう少し詰めて、それを整理した段階で条例のところへ、それから逐条解説も含めて差しかえる必要が出てくるというふうに考えております。

ですから、きょうの段階では、総合計画による政策、施策、事業という考え方と、普通に言う政策という問題、それから基本条例で言う重要な政策は、当面実施計画に近いもの、それから既存事業でも大きく変更する場合がありますので、そういうときのものぐらいのことをたたき台として議論できないだろうかというご提案だけさせていただきますので、ちょっと長くなって申しわけないんですけど、なかなかここ2年間、ずうっと考えてきましたけど、ようやくちょっと方向が見えたかなというような感じを持っておりますので、少し補足として説明をさせていただきました。

この部分で確認なり、ご意見がございましたらお受けをいたしたいと思っます。ちょっとわかりにくい点とか、考え方で不明な点。今はたたき台として言っておりますので、これが決定じゃありませんので、少し考え方等、ご質問がございましたらお受けをしたいと思っます。

櫻井委員。

○部会委員（櫻井清蔵君） 重要な政策の定義について、これで結構やと思っけれども、基本的に理事者側というか、市長がどういうふうに考えておるかということ、例えばこの間も総務委員会を開かせてもろうて、関ロジの関係で協議をしたんやけれども、関ロジの指定管理者制度というものが出来たと。そして、6月に指定管理者に対する条例提案とか、そういうようなことをやると。そして、起債事業の条例を提案すると。議会に議決してくれと。

それで、稲垣関支所長にも言っておいたんやけれども、審査会の要領、それから管理者に出す仕様書、それを項目だけ並べただけやな。そして、君らはどう思っおるのか知らんけれどもと私も言ったんやけれども、委員の皆さんからも意見があったんやけれども、わけもわからず条例を出して、わけもわからず条例を可決してくれということ、今取り組んでおるわけですね。

関ロジに関しては、築後40年近くたって、基本的に特別会計を組んで、亀山市と関町が合併して、それで市長が就任してもう3年になるんやけれども、突如指定管理者制度を選んだ。その背景も何もわからんわけです。だから、既存事業であり、大幅な変更があっ場合になっおるんですけれども、これの対象になると思っおるの、私。

これは、はっきりこの議会改革推進会議の検討部会で、皆さん、意見を聞いてもらいたいんやけれ

ども、議会というところでは、俗に皆さんも言われるんやけど、私はちょっと考え方が違うんやけれども、議会は条例だけを審議するものではないと。やっぱり条例に伴う規則、要綱についてもある程度知識を持った中での条例の形で臨まなあかんと私は思っています。私1人かわかりませんが。私は、議員としてはその条例に伴って、市長がどのような運営方針を持っていくんやということを知り得た上で、その条例の可否に臨まんらんと私は思っています。

当初予算についても、あらかたの予算については必要と認めるんです。だけど、特に溶融炉の問題とか、いろんなことで私は反対させてもろうたんやけれども、一部欠陥があったら、大局的には賛成せんならんけれども、一部腑に落ちんところがあった場合には、一議員として反対をせんらんと。それで採決で反対を投じさせてもらおうと。説明は不十分な部分があるということで、これは大いに進めていただきたい。たちまち6月に上げてくるらしいな、次回に。

それで、5月16日にもう一遍委員会を開かせてもらうんやけれども、稲垣君に言うておいたんやけれども、それまでに要綱の内容をもっときちっと持ってこいと。私は6月は知らんと言てやった、こんなもん出してきて。委員長不適格と言われたらそれまでやけれども、やっぱりそれなりの責任ある立場やったら、中身をきちっと、考え方を聞かせてもらわんことには。重要とする市民に対する説明責任をどういうふうに果たしていくのかという部分が達成できやんと思しますので、そこら辺は一遍委員の皆さんに諮っていただきたい。例えばの例を挙げましたけれども。

今言われたように、資料の一番最後にある民間賃貸住宅の件でもそうですわ。これも、私も幾ばく借家を持っておるもんで、手前を擁護するような形で聞いてもろうて結構やけれども、民間市営住宅事業というのは、シャープが亀山市へ進出した。そのときによく忘れんけれども、2,000戸を目途に民間賃貸住宅奨励金制度というのを、旧亀山市のときの平成15年に立ち上げたと思うんやわ。それで、アパートを建てよ建てよといって、どんどこ建てた。これは確かに10年償還のもの、35年償還のもの、ワンルームもファミリーも建てた、どんどん建てた。ところが、シャープが撤退して、そして空き家がようけできた。近ごろ、充足率が5割を切っているんやけれども、8割ぐらいにしてきたと、そういうようなことを聞いておるんやけれども、特に亀山市が臨んでおるのは、ワンルームの部屋を貸しておるわな。そのワンルームの部屋が特にあいたわけです。それを、賃貸住宅で1戸平均、管理費から維持管理から共益費含めたら、大体5万ちょこつとかかるわけやな、個人の支払う分は。会社も確かに住宅手当で補てんするかわからんけれども、今、亀山市がやっておるのが3万円やき、入居者に。そうすると、5万円の民間アパートと、市があっせんしておる市営住宅の事業3万円とてんびんにかけて、3万円のほうへみんな流れますわ。そうすると、平成15年にぼんぼん建てよといった、シャープが来た結果、どんどん建てたアパートが、今度は逆に民間アパートで経営する経営者を圧迫する事業なの。僕は、これが果たしていいのかなと思ておるの。シャープが来たときは建てよ建てよと、それは個人が建てたに。

それで、平成18年か19年か、住民票を付与しない者には奨励金を交付しないということで、私は反対したが、服部議員は賛成したの。

だから、そのときでも、今の市長はこれをやり出したわけやな。それでお題目やに、住宅に困窮する低所得者のために。それではないねん、これ。相反しておるんや、この政策は。それをどういうふうに思わせるか、本当にこのシートを例として出してもろうてありがたかったけどな、物が言えるしな。前から言おうと思ておったんや、これは。たまたま私もちょこつとなりにも持ておるもんで、

私のところは今2戸あいておるけど、そこら辺のことを議会として、民間住宅奨励金の制度は、平成18年に3カ年の事業やったもんね。それを合併のどさくさで23年まで延ばしたと思う。

(「もう終わった」の声あり)

○部会委員（櫻井清蔵君） あれ、合併のときにはまだ戸数がまだ足らんなんだで延ばしたと思うんや。延ばしたときの条件が住民票付与やった。

○部会長（竹井道男君） ある意味、重要な提起をしていただいたと思うんですが、1つ私が整理した後にはちょっと気になったのは、企業会計がここは載せてないんですよ、今。実施計画というのは一般会計。今、櫻井委員がおっしゃったのは企業会計。そうすると、関ロジの運営方法が大きく変わるんだという議論をしようとする、今、重要な政策の定義にはちょっと入っていないんで、これも気にはしておったんですけど、病院も大幅改造すると、五、六億かかる。これは企業会計のことなんで、この辺も議会として関与が必要だということになると、企業会計も含んで大きな変化があるときには、こういうものが要るぞということも1つの方向にはなるのかなと。たまたまこれは一般会計しか、特別会計の部分だけですので、予算措置を伴うということになると、企業会計も範囲に入れていぞということであれば、そういうふうな範囲も入れて、経営形態が変わるのであれば、この7つの方向性があるわけなんで、例えばこれによっても説明を受けるということも十分可能かなと。

ですから、その辺の議論を次の段階でもう少し、今、2つほど提起はいただきましたので、また皆さんのほうで特別会計の扱い、それから企業会計の扱いも入れてしまうのかと。私が今しつこく言っている公共下水の企業会計化なんかも、あれも丁寧に見ておかないと値上げにつながる可能性もあるわけですので、特別会計と企業会計も含めて、国保の会計なんかもそうかもしれませんね。さまざままだ残っておりますので、今、2つほど提起はいただきましたので、次回あたりにまた何かあればご提起願って、少し幅も広げてもいいのかなと。

それから、条例の議論についても、これもいろんな説がありますので、一遍要綱もつけて出すものがあるのか、それも重要な政策となったときにそういうものはつけてくれよというふうになるのか、その辺の議論も、他市の例も調査させますので、予算を伴わないものでも重要な政策は出ますので、条例なんかでも。ちょっとそこもあわせて調査をさせていただこうと思います。

ですから、今2点ほどご提起いただきましたので、これについては、また事務局のほうとも調整をして、少し整理をさせていただくと。

ほかに、考え方として何かご確認があれば。

前田委員。

○部会委員（前田 稔君） 重要な政策の定義についてのところの下から2つ目ぐらいに「基本条例に伴う重要な政策とは」とありますよね。その中の中段に、当初の実施計画にはないが多額の予算を伴う新規事業。この多額の予算は、例えば3,000万とか5,000万とか1億とか、どこら辺を範疇にしておるのかなというのがちょっとわからんので。

○部会長（竹井道男君） これですが、事務局と調整するとき、ちょっと細かくやってなかったんで、きのうの段階で、実施計画を変更する、新たに実施計画に入れるものぐらいのレベルにしようかというふうに、ちょっと言葉が足りなかったんで、実施計画レベルで当面考えてみようかなということですが、新規の場合ですね。多分実施計画が上がってくるだろうと、追加として。そういうものが対象にしたらどうだろうかというふうに考えております。金額は500万とか3,000万とかありますね、

実施計画ですと。それが対象になると。実施計画レベルにまずしておこうかなということで、ちょっと言葉が足りなくて申しわけありません。

これももう少し、また皆さんのほうでいろんなご意見をちょうだいして、少し数字も入れて、きっちとレベルをつくって、理事者側にはそれを求めるようにせないかなのかなと思いますので。一応基本は実施計画ベースと。それから、既存事業で大きく変更する場合、例えば関ロジなんか、経営方針が変わるといのは、企業会計ですけど、大きく変化するというようなことも、お金には絡まないけど出るのかもしれませんが、病院なんかだと、追加措置をして、経営も圧迫する可能性もあるわけですので、ああいうものも対象にするのかどうかですね、企業会計なんかも。これもまた皆さんのほうで、会派の中でもご議論願えればなというふうに思います。

櫻井委員。

○部会委員（櫻井清蔵君） だから、企業会計も僕は組み入れるべきだと思うの。というのは、まちのイメージを具現化するための基本政策の大綱の中に、美しい都市環境の創造と産業の振興と。美しい都市環境というの、イコール下水道をやることによって、実現するわな。健康で自然の恵みというの、健康というの、基本的に医療センターのまちづくりやな。だから、議会としては一般会計だけやなしに、企業会計も入れていくべきだと思う。そうせんと、この領域はというやなしに、議会は全領域にわたっていかないかんわけ。私、1つこの間も言わせてもろうたように、各種審議会に対する出席についてはどうするんやということで、国保運営協議会でこの間言ってきたんやけれども、1回目行かせてもろうた。今度、また保険料を値上げをするのでどうですやろうという提案が出てきたわけやな。それで、そのときにそんな話をするんやったら、私はこれから来んぞと言ってやった。ここで、はいそうですねと私が返事したら、私は物が言えんようになるからなと。私が行かんと言えはほかの人が来るかわかんけれども、今、議会改革推進会議の中でこの議論をしているのやと。国保運営協議会で、特に私が必要なのは、三河鈴鹿と、それから鈴鹿との広域連合な。これは議会としては行かんなんと思うけれどもということは言ってきましたけれども、この国民健康保険の運営協議会には、議員派遣はこれからせんぞというふうに、強く改革案が委員間で出てるんで、今から議論して来さんようにするでと、そのように思っておってくれというふうに言ったたん。あそこへ行ってもほとんどしゃべらん、委員が。この間も黒田会長と話しておった、いつもあんなんかなと。私もよくしゃべったほうやけれども、特定の人だけがしゃべって、ほかの委員の人はほとんどしゃべらんわけ。事務局が説明して、はいそうですねと終わりさ。そんなことで決まって議会が入っていて、決まったことですと言われたら、片腹痛いわと言ってきたった。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

それは3番目に入れてありますので、その議論も。また3番目の項でもう少し確認をさせていただきます。

服部副部会長、どうぞ。

○副部会長（服部孝規君） 今、ちょっと気づいた点で、予算措置を伴う事業を対象とするということは、それでいいと思うんやけれども、これ、基本計画のときに私は議論したんやけれども、基金の積み立ては外しておるんやね。例えばリニア基金なんていうのは、リニアということ誘致することは非常に重要な市にとっての政策という位置づけをしながら、この計画のところでは基金の積み立てやからというので外しておるわけやね。やっぱり庁舎建設にしる、リニアの積み立てにしる、基金の

積み立てだから外すということではなしに、やっぱりこれは重要な政策やと、庁舎もリニアも。ということで位置づけるなら、これも入れるべきやと私は思うんです。ところが、市のこういうのでそのまま流れていくと、これが外れていくのではないかとことを思うもんで、やっぱりここらも含めて、対象としたいという意向からのこの文章は、ちょっとこれだけでは足らんやないかなと。これでいくと、多分僕が言う基金は入らんやないかなと。それもちょっと考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

だから、もう1つは、竹井部会長が言われたように、予算を伴わないけれども重要な政策があるということになると、ハード事業3,000万、ソフト事業500万、こういう金額の区切り方を市はしておるやけれども、これが本当にこれでいいのかどうか。そのままで我々は実施計画を見ていいのかどうか。例えば重要な政策を議会が考える場合は、これと違う基準を持ってもいいんじゃないかというようなことも考える必要があると。だから、市が示しているこのものをベースにやっていくと、重要な政策でも議論しなきゃならんものが漏れていかへんのかなと。そのあたりをどう決めていったらいいのかということを一遍議論する必要があるのかなというふうにちょっと感じましたんで、また議論する場合に参考にさせていただきたい。

○部会長（竹井道男君） リニアの関係は次のところで若干、どの計画もないという、リニアに関する計画もないというようなところもあったりするんで、計画づくりのところも2番目で今から議論させていただきますけど。

ですから、ここで言う基金の既存の扱いと新規の扱いになってくるんで、もし基金であっても、新たな基金をつくるときには、今、服部副部会長が言われたようなきちっとしたものを出せと。ただ単純につくるだけではあかんとか、どこから由来しているんだと、そういう議論は十分できるんじゃないかなと。既存のやつは、決算やそういうところでやるか、政策テーマとして上げてやるか、それはまた次のステップになる。

当面新たなものと大幅な変更というところで一たん抑え、だから、基金も入れておけばいいですよ。基金でも大幅に変更あるときもあるんで、一遍に下げてもいい、上げてみたりということがあるので、新設の場合なんか特にそうですわね。重要な政策になってくるわけで。その辺もまた改めて、一般会計、特別会計、企業会計、基金の扱い、今ご提案いただいたように重要な政策としての条例もその中に入れてしまえば、ただどれを扱うかはまた次のステップですけど、そういうものも1つの幅には入るよと。条例の新設の場合は、それも物によっては重要な政策に入ってきますよというふうに広げておけば、要は間口を広げたほうが安全は安全ですので、その議論は今後させていただこうというふうに思っております。今、事務局でいろいろ調査もしてもらい始めておりますので、重要な政策というところで。若干間口を広げさせていただくということで、次の段階でもう少しきょうの議論を整理させていただいて、またご提言させていただきます。またその段階で皆さんのほうから気づかれた点や、ここもどうかということがございましたら、ご提案なり、事前でも結構でございますので、事務局に言っていただくなりして、ちょっと時間が進んでいきますので、一応重要な政策の定義については何らかの形でつくらざるを得ないということと、そのことを持って理事者のほうにこういうものですよという提言をしていくと。その提言があったら、多分次のステップは各常任委員会でどんな議論をするんだということも入ってまいりますので、これが整理つきましたら、あとは正・副委員長会議かなんかで、どんなやり方でそれを進めていくんだと。資料提供ですが、さっき言われた条例な

んかでも要綱が要るのかどうかとか、そういう資料提供の問題も多分次は絡んでまいりますので、それはまた次のステップとしてやらせていただきたいと思います。

じゃあ、切りがいいんで、ちょっと10分間休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 再開

○部会長（竹井道男君） それでは、休憩前に引き続き再開をさせていただきます。

重要な政策の定義、初めて議論をさせていただきました。特別委員会でもここまで突っ込んだ議論はせずに、できた後、考えようかぐらいのところで1年半たってしまいましたので、とりあえずイメージとしては、我々が重要な政策ですよと決めたものに関しては、この7つの項目で説明をきっちりしなさいと。要するに判断材料をよこせということです。ある程度、重要な政策とはこんなものだというふうにはつくっておかないと、何でもかんでも重要な政策だということにならないんで、そういう意味で今回提案をさせていただきました。

私、事務局が提案をいたしました当面予算措置ということで考えておりましたので、実施計画、それから実施計画の変更、それから既存事業で大幅な変更というものにプラスして、企業会計や特別会計の大きな政策変更、それから基金なんかは、例えば大きく方針が変わる、例えば新設する場合、条例についても、物によっては7つの項目はありませんけど、要綱なんかもそういうものに類するんだということになるかもしれませんので、条例についても特に議会が重要と認めたものについては、じゃあこういうものは要りますよという議論ができるのかどうか。少しこれは理事者とのすり合わせも要りますけれども、今、そういうご意見をちょうだいしましたので、もう少し整理をして、次にまた提出をさせていただこうと。とりあえずたたき台としてはこういう感じで、今後議論を進めさせてほしいということで、ちょっと時間の関係もございますので、次に、重要な政策の定義と関連をしまして、いろんな計画が、今、市のほうではございます。これは特別委員会で調査もいたしました。今回、また改めて3月31日段階でどんな計画が今行政にあるのか。これはちょっと私の個人的な考えもあって、基本計画の施策と計画とはどんなリンクをしているんだというふうなことで調査をいたさせましたので、事務局より資料の説明をいたさせます。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） それでは、A4の1枚のものと、それから資料3のほうをごらんいただきたいと思います。1枚の②の各種計画、答申、意見書等と、資料3のほうをごらんいただきたいと思います。

つきましては、議会のほうから、執行部に対しまして何本の計画があるのかとか、どういう法に基づいて計画が策定されたか等の調査を行いました。まとめたものがナンバー3でございまして、ナンバー3の1、2、3につきましては、各委員会別にまとめております。もとのナンバー3ですけれども、これにつきましては、計画年数の長い年数から順にまとめております。

まず、計画等の名称、それから所管室、それから計画期間、計画年数、それから根拠となる法令、それから今回初めて後期基本計画の中の基本施策の中のどの施策からこの計画ができていたのかということ調査いたしました。その結果、計画といたしましては、全部で74計画ありました。そして、その中で法律に基づき作成した計画が40計画、市の条例に基づき作成した計画が6計画、それからその他何かの計画等で作成したものが6計画、それから市単独が22計画となっております。そして、

この74計画のうちに、パブリックコメント手続に関する指針が平成19年9月にできておりますが、それ以降にパブリックコメントを実施した計画が27計画となっております。これをまとめたものがナンバー3となっております。

それからナンバー4につきましては、A3の縦長ですけれども、施策の体系図ということで、これは後期基本計画の施策の体系図の中へ、今回事務局のほうで調査をいたしました右から2つ目の基本施策から来ている計画を全部ここへ充て込みました資料でございます。例えば企業活動の促進、雇用の創出につきましては、亀山市地域産業活性化基本計画、この施策に基づきまして作成をされているというような形になっております。

ずうっと整理していきますと、例えば全然施策の中に当てはまるような計画がないというものも出てきております。事務局としては、1つの計画が複数の施策に関連するというのも考えていたんですけれども、担当室のほうからは、1施策についての提出がありましたので、このような形でまとめさせていただきました。以上です。

○部会長（竹井道男君） 当初五、六十という資料が出ていたんですけど、今回の再調査の結果、74の計画が存在したということ。それから、そのうち半分は法律で必置ですね。置きなさいという計画が約半数、それから条例、市単独で約30ですから、残り半分というふうな状況でした。

それから、パブリックコメントについても一応調査をして、74計画中27の計画が、今、パブリックコメントを行っている。

今回、それと連動して、先ほど最後に施策体系図と計画との関係を調査していただきました。ただ、こちらが期待をしていたのは、複数にわたる施策の計画が見ればありがたかったんですけど、担当室としては、1施策に1計画しかくっつけてないと。ところが、個人的で申しわけないが、私が予算委員会で質問したときは、複数にわたる計画もいろんなところにあるんで、一概に言えないという答弁だった、古川部長の先日の答弁は。ところが、担当室にこちらから調査願を出したら、1つに1つなの。だから、さっき言ったリニアなんかは何もない。人権、多文化共生も全く計画、どこかにはあるはずだと思うんですね。なければおかしくなってくるんですけど、理事者側のほうがきついで、調査するのが。でもそんなことないですよ。本来は、計画と施策がリンクしているのかどうかを見たかったんです。そうすると、リンクしていなかったら、そんな計画は要らないわけですので、それと条例上、必置したものと施策や予算がどう関係するんだということを今後調査したいと思っていますけど、事務局だけではとても膨大過ぎてやれない。ただ、担当部に聞いても、こんなものしか返ってこないということになると、計画の扱いというのはどうなっているんだろうかと。毎年相当のお金を、1本つくるのにも何百万かお金を使っていますので、ここの部会としては、もう少しこの辺の関係とか、本当にその計画が必要なのかとか、どういう施策にそれが反映をされてくるか。基本計画でいう施策と計画との関係をもうちよっと精査をしたいなど。そうしないと、何かつくるだけでもまずいし、つくったものがちゃんと施策とリンクして事業に反映されているのかどうかすら今回調査はできなかったということでしたので、相当ショックは受けておりますけど、どこかうまくとらまえて、もうちょっと細くないのかとか、もう少し精査をさせてほしい。ちょっと時間もなかったんで、入れてもらいましたが、案外担当部のほうも興味がなかったというか、多分男女共同なんかは全部わあっと網羅されているんだと思うんですね、これは。全市で取り組むとなっているわけだから。そういうものも含めると、ちょっと理事者側の意欲とか、担当室の意欲が見えなかったかなという気がします。

とりあえず資料として、今回お渡しをさせていただきました。また、各所管ごとにもありますので、次のステップとしてはもう少し基本計画や施策と計画がどうつながっているのかということ。それから、3年で見直すのはいっぱいありますが、福祉なんかは3年でローテーションでどんどん見直していくんで、そういうものが5年の基本計画とどうリンクしていくんだということも微妙なんですよ。

ですから、議会としてはもう少し施策や政策や、今回理事者は言い出しましたので、もうちょっと計画との関係の整理と勉強をしながら、少し物が申せるようなところまで持ち込みたいというふうに考えております。

ですから、あとは10年ぐらいの年間予算を見れば、1本200万でも10本あったら2,000万ですから、50本あったら1億、5年で1億ぐらいは使うわけですよ、予算的に使っているわけです。30年は別にして。大体10年、5年、3年が多いですから、1本200万でも50本あったら1億を5年間で使うということは、年間2,000万ぐらい使っていくことになりますので、そういうことも含めて、もう少し調査をさせてほしいと。

それで、議会としても特にパブリックコメントのやつですね。パブコメが、今見ておきますと、突然協議会を開かれて、30分ぐらい説明があって、ご意見くださいで終わってしまう。特に間際に来るわけです。あの辺も後期基本計画のときに各党派で意見をまとめ、委員会で意見をまとめていただきましたんで、もう少しああいう作業ができないだろうかと。もう少しこの計画がどうつながっているんだという議論まで、もう一步突き進めないかというふうな思いもありますので、そうしないと、何か計画だけがひとり歩きしておるような印象も持っていますので、今回調査をさせていただいて、少し担当室の意欲も余り見えなかったんで、もうちょっと意欲があるかなと思ったら、案外担当室の意欲も見えなかったんで、もうちょっと詳細に調査をした上で、これも今年度の議論として議論させていただきたい。

特にパブリックコメントの扱いのものに関しては、どう委員会として対処していくのか。もう少し意見反映の場みたいなものも必要ではないかなというふうに考えておりますので、その議論のたたき台として今回提出をさせていただきました。特にこれを見ていただいて、質問があっても、こんな資料しかないんで答えづらいんですけど、ただ、あいているところは一遍確認してみますかね。すき間がある施策は何の計画もないのかなということ。

櫻井委員。

○部会委員（櫻井清蔵君） この赤字で書いてあるのが、今数えたら63あるんやがな。今、部会長が言ったように、74計画。これは左の空白にざっと並べられるわな。そうしないと、抜けたんが何かというのはわからへん。そういうのは選択はできないのか。74で11が抜けておる。

○部会長（竹井道男君） ちょっと今、議事録に残るんで、説明してくれますか。載せていない計画はどれになるのか。

臼井室長。

○議会事務局員（臼井尚美君） ナンバー3の表で、右から2つ目に、後期基本計画の中で主に関連する基本施策を持って上げているんですけども、ここにその施策の表には関連していないという計画もありますので、例えば第1次亀山総合計画とか、そういうものがありますので。

（発言する者あり）

○議会事務局員（臼井尚美君） それが載っていないということです。

○部会長（竹井道男君） 今、櫻井委員が施策体系図と74との関係が若干あいまいとかということでした。それは、このナンバー3の右から2番目の基本施策の空欄のところは当然ここに反映されていないということです、それでご承知おき願いたいと思います。

もう少し、施策体系の空欄のところも本当に計画ないのかどうか。人権とか多文化共生とか、何かあってよさそうな気もするんですけど……。

それでは、まずこの計画の空欄のやつでも、総合計画と実施計画は、ちょっと絡みませんので、これはオミットですので、あと、交通バリアフリーとか、さっき言った国民保護計画、これも全般と書いてもらえばいいわけですので、もう少しそれは調査をいたします。

それから、施策、体系図の空欄のところを、本当に計画がリンクしていないのかどうか、これも調査をします。本当のこれは計画なしで動く施策ということになりますので、この辺については、また注視しておかんと、論拠というのは基本計画しかないわけですので、そういう見方をもう一回整理をさせていただきます。

それと、どこかつかまえて、複数ありそうな計画があったら、ちょっと渡してみますかね。福祉なんかは多分ピンポイントになってくるんで、どこか複数にわたるような計画を探して、施策上、どれぐらいの広がりがあるのかというようなことを、本当は全部入れてほしいんですけど、関連する部署に関しては。全般なら全般でもいいんですけど、多分担当部自体がそこまでの意欲がなかったような気がしますので。

今回は、とりあえずこういう計画があるのと、基本計画上での位置づけの整理ができましたので、今、ご指摘いただいた部分も含めて、もう一度調査を。ここの空欄の部分について、全般のものは全般というように入れるようにします。それから、こちらの空欄も本当はないのかどうか、もう一度調査をすると。

それから、どこかつかまえて、複数であるところはちょっと見てもらうというふうにさせてもらう。多分産建が一番多いんです。結構あります。34、ほぼ半分が産建です。総務が23、教民が19ですから、ほぼ総務と教民で半分。空欄もありますので。

ですから、問題は、今の整理ができましたここの議論としては、パブコメをやらなきゃいけないという計画に対しての取り扱いを最初に議論をさせていただこうかなというふうには考えております。どこまで委員会が関与すべきなのか。そのパブコメに絡むものが政策と予算にどうなっているのかぐらひは調べてみると、関与の度合いというものも見えてくるんで、どこか例でも引いて、どこかおもしろそうなのがあれば一回つくらせてほしいと思います。基本計画と計画と予算と3つ今あるんですね、私たちが審査したものは。その原理をたどると、基本、総合計画から来ているんですね、全部ね。だから、総合計画から計画が来ておるはずなんですけど、法必置もありますもんで、その辺の関係もちょっと整理せないかんと。それからさらに、今度は実施計画以外にも予算は211億もあるわけですので、どの計画から、どの政策から予算がついているんだということも今は解明されていない。だから、単純に計画がこっちにあって、金がこっちにあって、真ん中に計画があるという。だから、何か議会としては本当にまじめに議論しようにも、こういう資料しか出てこんということは、多分行政サイドも計画は計画、金は金みたいな縦割りになっているんかなという。でも、横ぐし横ぐして最近よく言われますので、行政の方は。横ぐしを通す政策だと、こうおっしゃいますけど、少し横ぐし化されていないということなんで、ちょっと議会としては注視しながら、多分担当は嫌がるでしょう

けど、もうちょっとひもをほどいてみたいなど。これはちょっと時間がかかりますので、少しテーマとして24年度はやらせてほしいと思います。

それでは、計画についてはもう少し調査をした上で、再度ご報告をさせていただきます。

それからもう1つ、答申と意見書、説明をちょっとお願いします。

○議会事務局員（臼井尚美君） 先ほどのA4の1枚のものですけれども、その下の黒丸のところに、答申、意見書等についてということで、平成20年度以降、議会に提出されました答申、意見書を拾い上げてみまして、落ちている部分はあるかもわかりませんが、このようなものが議会のほうに報告をされているということでございます。

○部会長（竹井道男君） 実は答申、意見書も、ここに21年以降で7本ほどあります。建設に絡むそういう方向とかもあるんですけど、実際にこの答申が今度どう施策や事業に生かされていくのかということも我々は不明です。よく委員会でも、何とか答申とか、何やら報告書といただいて、ただ説明を聞くだけと。この辺がどう行政側の政策に関与されていくのか。それから、このことに関して、議会はただ聞きおく程度でいいのかどうか。もうちょっと関心を持って、物によっては議論しておくべきものなのか、その辺も今後少しご議論。これは重要な政策とも絡んできますので、全部が全部議論する必要はないと思いますが、少し調べてもらったら、このぐらいしか出なかったんですけども、こんなものが現実にあるということですので、少しこの辺の関与の仕方もうどうしていくのか、ただ聞きおくだけでいいのか、もうちょっと議論できる場をきっちりつくっておくのかとか。

気になるのは、政策にぼんとこれが放り込まれると、基本計画もないまま基本計画の施策からこれが派生される危険性も出てくるわけで、もう少しその辺の議論をもう一度皆さんのほうと調整してみたいというか、すぐ出る結論ではありませんので、かかわり方を少し皆さんのほうとまた意見交換をさせてほしいなというふうに考えております。

櫻井委員。

○部会委員（櫻井清蔵君） 各報告をしてもろうてはるんやけど、中にはいい報告もあるんやな。中にはいいメンバーが寄っておる場合もある。そして、特に私が一番気に入らんのは、和賀白川線の件な、この景観。これ、何やら補正を組んで100万ぐらいかかっておるんやな。つまりが平たい普通の橋になってもうたわけやな。これは、田中亮太さんがつくったときのものや。つり橋的とか、何かわけのわからんことを言って、最初八十何万の予算がついたわけや。それで、足らんもんで30万か40万後で補正して、またつくった。そうすると、橋の長さが短くなりましたもんで、事業概要を精査した結果、その予算が少なくなりましたと言ったけど、あんなもんは最初から間違っておったんや。そういうような要らん金が100万ぐらい使われたわけや。

それからもう1つ、保育所のあり方検討委員会でもそう。このメンバーでも、ほんまに保育園の現状を知っておる者が検討しておるかといったら、していないわけやさ。それも最終報告書で聞いて、今、部会長が言われたように、政策にも反映されていないと。

だから、まがいもんが多いんや、これ。そこら辺を議会として、きっちり検討委員会の委員を呼んで、この答申に対してどういような議論をされたんですかと、担当委員会があるんやで、意見を聴取するという機会も議会として設けないかん。あなた方はこういう答申をしておるけれども、議会との意見のすり合わせもしたいということはやっていかないかんと思わな。そうすると、議会も踏み込んだ中で予算化されたときに、その予算に対する見方が違うと思いますでな。ただ、答申、意

見書について配ってもらうて、これがそうですわだけではあかんで、その審議した審議委員と担当委員会との意見交換会というものを議会は設けてさな、そして、それが具現化されたときの審議の資料にしたいと、知識にしたいというようなことをやっていかなあかと私は思いますけど、いかがですか。

○部会長（竹井道男君） 今、櫻井委員から、要は議会の関与ということと申すけれども、この辺についても重要な政策という大きなテーマがありまして、その重要な政策に関連しながら、計画のあり方と答申、意見書のあり方、これも連動して議論をさせていただこうと思っておりますので、今の意見はまた拝聴して、議会の関与をどうしていくのか。それもすべては無理なんで、この辺もどういうふうにやっていくのか。さつきのパブコメと同時にこの辺も、議会側の意見聴取というのか、こちらの意見反映というのか、どういう考えなんですかがうらひは聞くことはできると思います。その辺のことも含めて、今後議論させていただきたいと思っております。少しひな形をつくって、行政サイドはそういうことが可能なかどうか、その辺もやらせていただこうと思っております。

今回は、74の計画があるということと、答申、意見書も毎年何らかの形でいろいろ出てまいりますので、その辺についての議会の関与について今後どうしていくのか。これも少し議論を深めていきたいと思っております。これは少し時間がかかると申すけれども、やらせていただきたいと思います。

次に、先ほどちょっとご発言がございましたが、審議会への委員の派遣のことについて、お手元に資料がございますので、少し資料の説明をいたさせます。

臼井室長。

○議会議務局員（臼井尚美君） 資料のナンバー5でございますけれども、これは23年11月22日の第3回のときにも提出をさせていただいております。議会からの審議会等への委員派遣についてということで、基本条例の第13条、また第4条の検討課題ともなっております。

この表ですけれども、まず一番最初に監査委員、広域連合、三泗鈴亀の議会議員、これにつきましては当然ということで3つ別枠にしてございます。

それからその次に、議員さん、それから正・副委員長さんに行っていただいております審議会等が16あるということでございます。それから、議長に行っていただいておりますのが、協議会とか、それから鈴鹿市とか、他の市にまたがるようなものもございまして、それが13ですね。それから、副議長さんに行っていただいておりますのが2件、それからあとは、今活動中止、または今のところ未選任という形で5つの審議会等がございまして。

この現数、行っていただいている人数、それから担当室、それからあと根拠条例等も示してございます。以上です。

○部会長（竹井道男君） これは以前にも代表者会議等でも議論になっておりましたので、資料も幾つか出ておりますけれども、最終的にきょう改めて資料を出させていただきました。

分類は、今、室長から報告ありまして、広域連合、三泗鈴亀、監査委員という大きな3つ以外に、それ以外が多分議論の対象になると思っておりますが、議長、正・副委員長が派遣されているもの、それから議長のみが行っていただいているもの、それから副議長の派遣ということで大きく4つに分かれております。これも、これまで条例でつくっている審議会には行かざるを得ないだろうということですから派遣はしておりますけれども、任意でお声がけがあったものは、ほとんど否決というのか、派遣はしていないと思っております、合併以降。基本的に従前出していたところは出ておりますけど、新たに求

められたところはほとんど行く必要がないんじゃないかということで議論はされているというふうに記憶しております。

今回の13条で政策をつくる議会が議案として出されるところに委員として派遣していいものかどうかということで、総合計画の議論のときにも2名出させていただきました。やめておこうかという議論もあったんですけど、条例上、書いてある以上、これは議会を代表してというよりも議会の委員として行っていただくということで、そう制約せずに議論をしてくださいということで代表者会議でたしか確認はされております。

この辺の含めて、今後どういう扱いをするのかということが前々から言われておりましたので、今回改めて、今年度少し整理をさせていただこうということで資料の提出をさせていただきました。これも全部一遍に見直しをすると、なかなか議論が進まないだろうということで、これも正・副の打ち合わせの中で、当面考え方として出て、今、たたき台として整理しておりますのが、議案として提出をされる委員会の扱いですね。さっきあった国保、都計審、総合計画、あとちょっと幾つかわからないですけど、そういうもの。それから、議案が出されない審議会ですね。全く議案として出されない審議会。まず分けて、ちょっと精査しておりませんので、そういう考え方を1つ入れたいということと、議長と委員長、複数派遣の委員会ですね。だから、議案が審査はされないけれども、複数で派遣しているところをどう取り扱うのか。議長が行って、委員長まで行く必要があるのかとか、議長だけが行く必要があるのかというところですね。この辺が1つです。

それからもう1点は、議案では出ないけれども、住民の利害を調整するような場、産建の委員長が行っています農振、外す外さないとか、要するに住民利害が絡むようなところに議員が委員として行っていいのかどうかと。

それから、今、副議長が行革の関係と土地開発公社の監事ということで行っていただいておりますけど、改革推進委員会。この辺も前からそのまま引き続きずっと慣例的になっておりますけど、1度この辺も議論、特に土地開発公社については先行取得とか、いろいろやっていて、以前よりは事業量は減っておりますけれども、そういうところに議会が監事として入っていいものかどうか少し議論したい。

それから、あとは議長のための審議会の部分、これも複数の市町がかかわっている内容がほとんどであります。もう一度精査はしないといけませんけれども、ほとんどが複数の市町が絡むようなところに議長として行っていただいております。それから、議会の顔としてどうしても行っていただくこともありますので、この辺について、ここは軽目に必要性について議論したいというふうに、少し分けて議論をさせていただきたいなということで考えております。

今回は、資料としてそこまで整理をせずにつくってもらいましたので、改めて議案が出す出さない、若干住民の利害調整みたいなどころでもう一度細かく精査して、それ以降、それをもとに皆さんのほうへのご議論をお願いしたいと。

条例に絡む委員会ですので、もし出さなくていいぞということになりますと、議長のほうから、条例から削ってくれということになりますので、この辺も他市でも委員派遣を中止しているところがありますので、あわせて13市の亀山を除く県内の市も調査を今しておりますけれども、結構そんな動きも、以前いろんな議会でやっておりましたので、少しあわせてそれも調査をさせていただきます。今回はちょっと間に合わなかったんでつけておりませんが、そういう流れで少しやらせてほしいと

思いますので、たたき台として、改めてもう一度資料作成をして、皆様のほうにご提出をさせていただこうと思います。

ご意見がありましたら、ちょうだいいたします。

(発言する者なし)

○部会長（竹井道男君） そういう流れでもう一遍つくらせていただくということで、こんだけありますので。これもできれば11月の改選ぐらいいままでにやってしまうと、次の改選の役員派遣というのが、どうしても手続がありますので、急げるものであれば9月ぐらいいまでに結論を出せると。9月では遅いですよね。条例改正が入るとなると、9月に条例を出してもらわなあきませんので、7、8ぐらいいまでには詰め切れるものは詰めておきたいなと思いますけれども、無理ならまた1年後ですよ。引き揚げるわけにはいきませんので、途中から。だから、急ぐものと急がないものと分けてもいいですし、特に国保なんかは、言われているように、総務の委員長さんが今行っていますので、審査するところの委員長がそこに入って議論するというのは、非常にまずいかなという感じもしておりますので、櫻井委員。

○部会委員（櫻井清蔵君） 議員、正・副委員長の中で派遣してもいいのは、唯一16番の暴力追放亀山市民会議、これのみや。暴力追放亀山市民会議は、議長が顧問で会員が総務委員長だったけど、これだけやと思う、ほかはもう要らん。民生委員の推薦会とか、こんなの出ておったら、物言えへんもん。納涼会の実行委員会も、言えへんわさ、座っておるだけや。私やったら言うかわからんけど、と私は思っておる。

○部会長（竹井道男君） 改めて次の段階できっちり一つ一つご意見をちょうだいしながら、担当のほうとの絡みも出てきますので、まずは議案出るものが優先かなというふうに考えておりますので、もうちょっとどれがどれか、私も完全にわかっていないんで、まずそこから先に優先的にやらせてほしいなというふうに考えております。そうしないと条例が間に合いませんので、改廃が。そうすると、理事者のほうとの調整も、いや困るとか、いいとかという議論になってきますので、特に国保なんかは、次の予算という12月ぐらいいに出てきますわね。だから、早いところ結論は要るんじゃないかなと。

総合計画も今回出しましたから、あれも代表者でどうこうありましたので、ちょっと他市も全部調査させます、どんな流れか。結構引き揚げているところも多くあったという記憶がありますので、それをもう一度資料を出して、ご意見をちょうだいするか、またこれを見ていただいて、要るな要らんなというところだけでも、少し会派の中でも見ていただくとありがたいなと思います。

櫻井委員。

○部会委員（櫻井清蔵君） 農業委員会がええ例えやと思うな。農業委員会は旧亀山市は派遣としておらんと。旧関は派遣しておった、委員を。亀山市は外したで、関も外そうと。これが最たるものやと思う。本当に議会が行かせてもらうのは、強いて言えばこれぐらいやと思います。

○部会長（竹井道男君） これが整理できましたら、議長と申し合わせ、運用の見直しもしてもらっていますので、例えば委員派遣内規みたいにして、こういうケースは行けるんだというふうなこともつくれますので、もう少し精査したものを出させていただきます。申しわけないですけど、ちょっと私のほうもあいまいなところで資料を出しましたので、今の5分程度ぐらいいで、きっちりしたものを次出させていただきますので、またご議論をお願いしたいと思います。

よろしいですか、そういうところで。今回は進め方だけの議論をさせてもらって。

それから最後に、今、事務局と企画で調整をさせておきまして、一番最初に話をした政策、施策、事業という関係ですね。計画との関連。ちょっとヒアリングというか、行政からレクチャーを受けよう。レクチャーというよりも、ヒアリングですね。少しその説明を受けて、「政策」という言葉の定義をもうちょっときっちりしようと。さっきも局長とも話していたんですけど、広い意味での政策と、総合計画という政策と、どうも二面性があるなという問題も出てきていますので、もう少し担当部からきっちり、今の亀山市の考え方と、各委員の方から意見交換を次回はやらせてほしいというふうに考えております。そうして、きっちり政策の部分のすり合わせをした上で、重要な政策の定義をつくっていききたいというふうに考えておりますので、次回は少しその時間をちょうだいしたいというふうに考えておりますので、ぜひその辺についてはご了解を願いたいというふうに思います。

一応、大体用意した内容については、今回は資料説明と方向性のたたき台だけ皆様のほうにお示しをさせていただきましたので、次回以降に向けて、会派の中等で少しご議論願えればと。わからないところがありましたら、また事務局にでも行っていただきますので、ここを説明せいということであれば、事務局からでも派遣はできますので、特に審議会の委員派遣なんかは重要なところですので、またご議論願えればというふうに考えております。

次回につきましては、また5月に資料がそろって、企画との調整がつかましたら、5月の後半には開催をしたい。ただ、各委員会の視察だとか、何やかんや入っておりますので、多分20日以降、議運までの間ぐらいで、もし全協の後でもよろしければ。ただ、各委員会が、今、調査・研究の議論をされておりますので、委員会の日程をまず優先させていただいて、それがあいたところで20日から議運までの間で開催をさせていただきます。その間に資料も全部、ちょっと連休も入りますので、20日以降で改めて皆様のほうにご予定だけ確認をさせていただきますので、お願いをいたしたいと思っております。

ちょっとわかりにくい議論になったと思いますけれども、一番重要な議論が24年度はぜひお願いをいたしたいと考えておりますので、少し資料提供やご意見等ございましたら、事務局のほうに直接言っていただいても構いませんので、いろんなご意見をまず言っていただいて、また正・副委員長で少し整理をしたものを次回も提出をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

若干時間が余りましたが、24年度の第1回目、通算5回目の検討部会をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時40分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 24 年 4 月 20 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男